

經濟學叢論 每月一日發行
 第四十卷第四號 昭和十四年十月一日發行
 大正四年六月二十一日第三種郵便物認可

東京帝國大學經濟學會

經濟論叢

第十四卷 第九號

昭和十四年十月

(禁轉載)

論叢

利率決定者としての銀行……………文學博士 高田保馬
 調査論……………經濟學博士 蜷川虎三

時論

稅制改革論……………經濟學博士 汐見三郎
 戰時統制經濟下の産業組合……………經濟學博士 八木芳之助

研究

前漢書貨殖傳に見はれたる經濟思想……………經濟學士 穗積文雄
 聖トマスの共同體思想……………經濟學士 澤崎堅造
 十九世紀末葉の人口論者ハンセンに就いて……………經濟學士 青盛和雄

說苑

貨幣數量説の諸形態とその吟味……………經濟學士 青山秀夫
 十六世紀の原價計算……………經濟學士 岡本愛次

附錄

彙報
 外國雜誌論題

戰時統制經濟下の産業組合

八木芳之助

一

事變以來目覺ましい活動を續けて來た我國の産業組合が、今回の歐洲戰亂の勃發を契機として必然的に更に一段と強化さるべき我國の戰時經濟體制に即應して、其の使命を全うするためには、その機構を如何に整備・強化すべきかと問題とされてゐる。云ふまでもなく戰時に於ては一切の經濟活動は、國家の目的遂行のために統制さるべきものであるから、組合員に對して自主的・自治的統制をなすを本來の使命とする産業組合の經濟活動もまた國家の目的遂行のために統制さるべきものである。然らば戰時に於ける國家經濟統制の段階に於ては、自主的・自治的なる産業組合の本質は如何なる變化を被るべきものであらうか。また此の戰時統制經濟の段階に於て産業組合そのものは如何なる地位に立つに至るであらうか。

勿論、戰時統制經濟の段階に於て産業組合の立つべき地位は、戰時統制經濟そのものゝ進展、即ち戰時統制經濟強化の程度によつても制約されるであらう。併し茲では我國の戰時統制經濟は今後とも次第に強化されるものとの前提の下に於て議論が進めることとする。即ちこの前提に立つて、(1)戰時統制經濟下に於ては、自主的・自治的なる産業組合の本質、並に其の指導原理は如何に變化せしめられるであらうか。(2)戰時統制經濟の進展に伴

ひ産業組合は如何なる地位に立つに至るであらうか。換言すれば、戰時統制經濟の強化されるに伴ひ、産業組合は如何なる點に於て變形乃至改造を促されるに至るであらうか。この小論に於ては、此等の諸點について卒直に私見を述べて世の批判を得たいと思つてゐる。

二

先づ第一に戰時統制經濟の進展に伴ふて自主的・自治的なる産業組合の本質、竝に其の指導原理は如何なる變化を被るであらうか。本來、協同組合組織たる産業組合は自由主義經濟時代の産物として、種々なる點で自由主義經濟の影響をうけて來た。この産業組合は自由主義經濟下に於ける弱小生産者たる農民その他の民衆の自主的・自治的組織として、自からを防衛し、更に積極的にその利益を伸張せんとして組織されたものである。然るに産業組合が生成發展すべき基礎地盤をなす一國の經濟自體が、自由主義經濟から統制經濟へ、更に強力なる戰時統制經濟へと進展することゝなつたから、それに伴ふて産業組合の本質及びその指導原理の上にも何等かの變化を被らざるを得ざるに至つたのは當然である。

今日の戰時統制經濟下に於て、産業組合は其の本質及び指導原理の上に、果して如何なる變化を被らざるを得ないかを理解するためには、先づ以て今日の戰時統制經濟の本質を瞭にしなければならぬ。

この戰時統制經濟下に於ては一切の經濟活動は、國家の目的遂行のために統制されねばならない。蓋し近代の戰爭は極めて大規模であるから、如何に勞力及び資源の豊富なる國に於ても、斯かる戰爭を遂行するためには、平時に於て許されたるが如き各人の自由なる消費は之を抑制して、軍需目的に之を使用すべく、また物資の生産

及び配給に關しても、國家の目的に副ふやう之を統制せざるを得ないからである。従つて平時經濟に較べて戰時經濟は物資の生産、配給、消費に關して一層統制的・計畫的とならざるを得ない。従つて戰時經濟の極端なる場合には、國家全體の要求する物資の需要量を計畫的に生産し、之を配給するに國營組織を以てすることが考へられる。併しながら有ゆる産業部面竝に物資の配給過程に於て國營組織を直ちに採用することは不可能であり、また有ゆる部面に於て國營事業は民營事業に比して必ずしも能率的ではない。

従つて今日の戰時統制經濟下に於ては、特殊なる産業を除く一般の産業に關しては、私企業、即ち民營企業の存続は之を認むべきであらう。之によつて私企業のもつ創意を活かして國民經濟の發展に寄與せしむべきであるが、併し私企業たる營利事業そのもの、もつ組織的缺陷に對しては之が修正を要求せざるを得ない。私企業は、それが個々の企業としてゞあれ、或は企業の合同團體たるカルテルとしてゞあれ、またコンツェルンとしてゞあれ、營利事業たる限り、その本質上、二面的なる目標を追求するものである。即ちその一は利潤の追求といふ私企業のもつ本來の目標であり、その二は國民生活及び國家活動上の需要を充足し、以て國民生活の安定竝に國家活動の遂行に寄與するといふ私企業のもつ國民的・國家的機能の發揮これである。謂はゞ前者は私益の追求であり、後者は公益の追求である。戰時に於ては、あらゆる私企業は國家の目的遂行に奉仕すべきものなる限り、この國家的見地よりして私企業の目標の一たる利潤追求に對しては統制を加へなければならぬ。而して今日の私企業が利潤を追求し之を實現する方法は、自己の生産したる商品を販賣することによつて之を期するものである。この場合、從來の如き私企業の營利統制乃至資本統制をそのまま、放任し、利潤の追求に専念せしめるときは

茲に獨占價格の成立を齎し、之によつて物價の騰貴を促し、一面一般消費者の利益を阻害し、他面軍需資財の調達を困難ならしめることとなるから、國家はその販賣價格を公定すると共に、私企業の取得すべき利潤に就いても統制を加ふべきである。この事は、物資配給の任に當る商業者の取得すべき商業利潤に關しても同様である。かくて戰時統制經濟下に於ては、私企業の目標は公益の追求を第一義に置くべきこととなる。

斯くの如く今日の戰時統制經濟の下に於ては、かの國家計畫經濟の下に於けるが如く、直ちに一般産業の國營化を圖るべきものでなく、一應、私企業の存続をも認めるものである。即ち私企業は、それが個別的企業形態としてゞあれ、また獨占的の合同企業形態としてゞあれ、私企業そのものゝ存在を拒否するものではなく、寧ろ私企業の存続は之を許容しつゝ、各産業部門及び配給部門別に強制設置並に強制加入の組合を設け、私企業を之に團結せしめ、以て物資の生産及び配給過程の強力なる組織化に向はしむべきものであり、また現に斯かる組織化の方向に進みつゝある。而して國家は戰時に於ける生産力擴充の要求よりして、且つ國家全般の利益よりして、各生産企業の組織する組合に對し、生産すべき物資の種類及び數量を指定することによつて、その生産に一定の方向を與へ、且つその生産を促進するやう積極的統制を加へ、また物資の配給を擔當する組合に對しても、配給すべき物資の種類及び數量を指定することによつて圓滑なる物資の配給を期するものである。

かくて今日の戰時統制經濟の本質は、(1)私企業の存続は一應これを認めながら、私企業のもつ營利性に制限を加へることによつて、私企業を持つ國民的・國家的機能の發揮を強調して、その公益の追求を要請する方向、(2)凡ての私企業を強制設置、強制加入の組合に團結・組織化せしめ、之によつて其の擔當する物資の生産、配給、

竝に販賣價格に對し強力なる國家的統制を加へる方向に現はれてゐると謂ふことが出来る、

三

現在の段階に於ける戰時統制經濟の本質の如何なるものなるやに就いては、上述せるところによつて明白である。然らば斯かる意味の戰時統制經濟の進展は、自主的・自治的なる産業組合組織の本質、竝に其の指導原理に對し如何なる變化を與へるであらうか。この場合、問題を二段に分ち、先づ第一段に於て今日の戰時統制經濟なるものが一般の私企業に對し公益目標の追求を要請する公益的國家統制なる點に鑑み、かゝる意義に於ける戰時統制經濟の進展は産業組合に對し如何なる影響を及ぼすかを考察し、第二段に於て今日の戰時統制經濟なるものが物資の生産及び配給過程に對して之を組織化せしめ強力なる國家的統制を要望する點に鑑み、かゝる意義に於ける戰時統制經濟の進展が産業組合に對して如何なる影響を及ぼすかを考察することとする。

先づ第一に今日の戰時統制經濟が公益的國家統制經濟であることは上述の如くであるが、然らば産業組合の擔當する組合統制は之と如何なる關係に立ち、また之と如何なる關係によつて調和されるものであらうか。云ふまでもなく、産業組合は何處までも組合員の利益を追求する組織であり、従つて産業組合の統制活動は直接公益のために行はれるものではなく、何處までも組合員の利益のために行はれるものであることは疑がない。産業組合が共存同榮の旗の下に組合員の團結を圖るが、それは組合員の共存同榮であり、組合員の利益擁護のための團結である。この點からすれば、一見、産業組合による組合統制は公益統制と完全に調和しないやうにも見える。果して然るであらうか。

(1) 先づ産業組合の本質を仔細に考察するに、産業組合は弱小生産者（我國に於ては主として農業者）の人的結合組織として、利潤の追求を其の本來の目標とする諸資本に對する協同防衛の任に當ることによつて、組合員の經濟生活の改善を圖ることを目的とするものであるから、産業組合の統制活動は直接公益を追求するものではないとしても、弱小生産者の生活の充實乃至其の生活の安定を圖ることによつて、戦時の要求する公益統制に合致し得るものである。營利事業たる私企業は、その本來の姿に於ては利潤の追求を目標とするものであるが、戦時に於てはこの私企業の營利性、即ち利潤の追求に對し國家的統制が加へられ、私企業に國民的・國家的機能の發揮、即ち公益の追求が要求せられるものである。然るに本來の姿に於ける産業組合は、資本家的産業統制の如き利潤追求のための營利的統制組織ではなく、寧ろ反對に營利主義を批判する立場をとり、資本家的統制に對して、弱小生産者を擁護する組織たるものである。而して産業組合は其の目標として常に公正なる價格の實現を期するものなるが故に、この點に於ても産業組合の統制は、時局の要望する公益統制と充分に調和し得るものである。

加之、私企業は戦時下に於ては國民的・國家的機能の發揮、即ち公益を追求すべきことを要求せられるものであるが、併し私企業としての存續が認められる限り、私企業が營利性をもつことは永久に變らない。従つて私企業が自發的に公益を追求する意圖はもつてゐるとしても、その本質上、企業利潤をより多くせんとする誘惑を受け易い。然るに産業組合はその本質上營利性を有せず、従つて利潤の追求を目標とせず、公正にして且つ適正なる價格の現實を期するものなるが故に、産業組合はその本質上、私企業よりも、一層能く戦時の公益統制に順應し得る素質を有するものである。

(2) 第二に産業組合の統制は組合員の利益のための統制であるが、戦時に於ける國家統制は國民全體の利益のための統制である。従つて此の點に於て兩者の間に充分なる調和が保たれるか否かゞ問題となる。勿論、産業組合による統制の場合には其の及ぶ範圍は一應組合員に限られてゐる。併し産業組合は聯合會を組織することによつて、其の組合員の範圍を國家的領域にまで擴大することが出来る。また組合員の加入についても門戸開放主義をとつてゐるから、その組合統制を全國民に及ぼし得る建前にある。従つて原理的には組合統制は國家的統制の範圍にまで擴大し得るものである。併しながら我國の産業組合發達の現状に於ては、産業組合の活動は物資の生産過程には餘り觸れず、その擔當する物資の配給についても、主として農産物と農村必需物資との配給に限られてゐる。従つて動もすれば産業組合の統制は特定の職業的利益のみを目標として行ふことに墮し易い。この故に若し産業組合が國家全般の利益を忘却して、組合員の職業的利益、即ち國民一部の利益のみを主張するときは、その反對勢を激化せしめ、鬭争につぐに鬭争を以てすることゝもなる。殊に戦時に於て國家が全企業に對し國家全體の利益のために奉仕すべきことを要求する際には、産業組合は率先して國家全體の利益のために奉仕し、他の職業階級、産業階級に對しても協調的態度をとるべきであらう。かくて産業組合は單に組合員の私益のみを追求する機關から、國家の公共的福利乃至公益の増進に奉仕する機關となり得るものであつて、之によつて産業組合は自己の存在權を主張し得るものである。

(3) 今日戦時統制經濟下に於ては、特定の産業を除く一般産業については私企業、即ち民營企業の存續は之を認め、民營の創意を活用して其の能率の向上を促すものである。この點に於て産業組合は民衆によつて組織され

民衆によつて經營せられるものなるが故に、私企業に劣らぬ創意と精氣とを經營の上に持ち得るものである。將來、あらゆる産業が國營に移される時代が来るならば、産業組合も潔くその席を國營事業に譲るべきであるが、併し一般の産業について私企業、即ち民營が是認せられる現下の戰時統制經濟の段階に於ては、有ゆる點に於て産業組合は充分なる存在理由をもつものである。

殊に我國の産業組合は、歐洲諸國の産業組合の如く、純個人主義的・自由主義的なる時代の産物として、何等政府の庇護を受けず、否寧ろ時としては其の壓迫にも拘らず發達し來つたものではなく、常に政府の手厚い保護の下に其の設立並に發達が助成され來つたものである。従つて我國の産業組合には、歐米諸國の産業組合に見るが如く、政府とは獨立した存在を構成するが如き色彩は毫も無く、寧ろ國家經濟政策の擔當者として、國家の諸種の統制事業を委託されて來たのである。即ち肥料の配給統制、米穀の自治管理、産繭の處理統制の如き皆然りである。されば斯かる傳統を有する我國の組業組合は、現下の戰時統制經濟下に於ても、充分に國家の經濟統制事業の委託を受け得る資格を有するものである。

四

次に第二段の問題として、現下の戰時統制經濟なるものは、物資の生産及び配給に對しても強力なる國家的統制を加へる點に現はれてゐる。即ち物資の生産を擔當する私企業については、之を強制設置及び強制加入を原則とする強力なる組合に組織化せしめて之を國家の管理下に置き、この組合を通じて、各私企業に對し戰時國家の要求する物資の生産を指令すべきである。また物資の配給に關しても、之を擔當する商業者を強制設置及び強制

加入を建前とする組合に組織せしめ、以て戦時下の國家的要求に即應する物資の配給統制を徹底せしむべきであり、また實際界に於ても着々此の方向に進みつゝある。この物資配給統制の徹底化は公定價格制實施の前提としても不可避的である。

然らば斯かる部面に於ける戦時統制經濟の進展は、主として農産物及び農家必需物資の配給を擔當する産業組合の配給統制組織の上に如何なる變化を齎すであらうか。既述の如く産業組合はその本質上、戦時國家の要求する公益的統制に充分順應し得るものなるが故に、更に産業組合はその組合統制の組織を強化することによつて、戦時經濟の要求する産業統制及び配給統制の一翼としても活躍すべきである。然らば戦時統制強化の要求に適應するためには、産業組合の統制組織を如何に強化すべきであらうか。

思ふに現代の産業組合は自由主義經濟時代の産物として、その組織上に於ても自由組合たる性格を有してゐる。即ち産業組合の組合員となることは何等の強要に基くものではなく、人々の自由參加といふ各人の意欲に基くものである。産業組合よりの脱退についてもまた同様であり、全く組合員の自由に委ねられてゐる。また組合員の組合利用についても同様であつて、組合員がその所屬組合を利用するか否かは全くその自由に委ねられてゐる。併しながら斯かる産業組合の自由組織を以てしては、戦時國家の要求する計畫的なる配給統制に即應することは不充分である。

大正末年以降に制定せられたる工業組合法や商業組合法に於てさへ、アウトサイダー統制に關する規定を設けることによつて、それ／＼工業組合及び商業組合の統制強化を圖つてゐる。然るに拘らず、産業組合法に於ては

斯かる統制規定を缺いてゐる所以は、前者が統制經濟時代の産物なるに對し、後者は明治三十年代の自由主義經濟時代の産物なるによるものである。然るに統制經濟の進展に伴ひ、産業組合も其の統制力を強化するの必要に迫られ、かの昭和七年の産業組合法の改正によつて、『産業組合又は産業組合聯合會は定款の定める所に依り、定款の規定に違反したる組合員に對し、制裁を爲し得る』途が拓かれた。この改正によつて産業組合は組合員をして組合意志に服従せしめ得ることとなり、組合の組合員に對する統制力を幾分強化し得るに至つた。併し戰時の要求する計畫的配給統制に即應するためには、産業組合の統制力を更に一層強化しなければならぬ。

戰時に於ては國家が物資の配給を計畫的に統制することが必要であり、産業組合も戰時配給統制の一翼として活動せんとすれば、この戰時統制の要求に即應するやう組合統制組織を強化しなければならない。然るに産業組合は自由組織なる關係上、組合への加入及び脱退は任意にして、組合の配給統制も何等之を一般的に強制し得ざるものであり、しかも組合統制は組合員に對してのみ行はれるに過ぎない。斯かる産業組合の自由組織は、戰時に於ける農産物の蒐集機關としても、また農業用物資の分散的配給機關としても不充份である。従つて戰時に於ては産業組合にも法的統制力を賦與しなければならない。而してこの組合の法的統制力は、(1)産業組合を強制設置及び強制加入の組合たらしめること、(2)組合員の組合利用を強制すること、(3)組合員は其の生産物の出荷については組合の指令に服すべきことの三點に於て之を附與すべきである。即ち各産業組合には組合地域内の住民(主として農業者)に對して組合加入を強制し、且つ組合加入者の組合利用を強制すること等によつて、組合の配給統制力を強化すべきものとす。かくして始めて産業組合は戰時下に於ける物資の配給統制を擔當し得べく、國

家もまた戦時下産業統制の一翼として其の命令通りに産業組合を活用し得るものである。

併しながらこの際注意すべきは、斯くの如く産業組合の物資配給機構を強化することは、戦時に於ける物資配給統制の建前よりして必要であるには相違ないが、併し産業組合の物資配給機構を物資配給の全面に亘つて、且つ有ゆる物資について強化するときは、従来の商業組織を全面的に否定、排除することゝならざるを得ないから、産業組合の統制組織を強化すると同時に、産業組合の物資配給統制についても一定の活動範囲に限定しなければならぬ。即ち一面に於て國家は産業組合を強制加入・強制利用の組織とすると同時に、他面に於て國家は産業組合と従来の商業組織との間に、それ〴〵擔當すべき配給部面又は配給すべき物資の種類に關し調整を加へなければならぬ。この兩者間の調整をなすに際しては、(1)先づ第一に戦時體制下に於ける物資の配給を最も能率的ならしめる建前よりして之を解決すべきであるが、(2)第二には戦時體制下に於ては不要なる産業間の摩擦は成るべく之を避くべきであるとの建前より之を解決すべきである。

先づ第一の觀點よりすれば、戦時に於ける物資の配給は、之を無統制なる商業に一任するときは極めて非能率的となるを以て、先づ之を強制設置及び強制加入を原則とする商業組合に結成せしめなければならぬ。また従来の如く商業に自由開業主義を認めるときは、商業者の數を徒に過多ならしめ、戦時に於ける物資の配給を非能率的ならしむるを以て、商業に營業免許制を採用すべきである。従つて戦時に於ける商業者と産業組合との調整は、上述せる如き意味に於ける統制された商業組合と産業組合との調整として之を取扱ふべきである。然らば第二の點よりして戦時に於ける物資の配給統制に關し、産業組合と商業組合との間の摩擦を避けんとすれば、兩者

の活動を如何なる方法に於て調整すべきであらうか。茲では産業組合の配給事業をなす販賣事業と購買事業とに限定して考察しよう。

(一) 先づ第一に農産物の販賣統制に關しては、産業組合發達の現状に照し、農産物の蒐集機關としては主として産業組合を活用し、都市内部に於ける農産物配給の分散機關としては、主として商業組合を活用することとし、かくして農産物の配給統制に關しては産業組合と商業組合との間に、その配給機能を分擔せしめることによつて兩者の調整を促すことを適當とする。蓋し農産物の蒐集過程に於ては、産業組合は其の聯合會組織を以て、能く大量の出荷をなし得るが故に、農産物の選別、加工等を能率的に行ひ、また大量輸送をなすことによつて運賃の節約を圖り、以て蒐集過程の合理化と配給費の低下とを期し得るからである。然るに中央及び地方都市内部に於ける農産物の分散的配給過程に關しては、系統農村産業組合が直接提携聯絡すべき都市内部の購買組合や消費組合が未發達であるから、農村産業組合は都市の商業組合と提携聯絡して全配給過程の統制を強化すべきである。

(二) 第二に産業組合の擔當する農家の必需品たる産業用品及び經濟用品の分散的配給統制（購買事業）に關しては、産業組合は比較的單純性・均一性を有し、且つ變動性の少なき物資を取扱ふことに適してゐるから、産業組合には肥料、種苗、飼料、農業材料品及び原料品等の如き農業生産資材の配給に當らしむべきである。その他の農家經濟用品については、過去の實績よりして産業組合と商業組合との間の配給割合を決定するを適當とする。

斯くの如くにして物資の配給機構を整備することによつて、之を國家の管理・命令下に置き、以て一方圓滑なる物資の配給を期すると共に、他方配給費用の節約を圖つて、戦時下に於ける物資配給の能率増進に努むべきものとする。

五

更に戦時に於ては、國家は産業統制を強化することによつて、積極的に生産力の擴充を圖り、戦時に必要なる物資の増産に努むべきであるが、農業部門に於てもまた農業生産力を維持擴充して軍需農産物及び食糧農産物の増産に努力しなければならぬ。産業組合がこの農業生産力の維持擴充の線に沿ふて國策に順應するためには、先づ以て農業生産資材の配給を圓滑に合理的に行ふことによつて、農家に生産資材を安價に且つ潤澤に配給すべきであるが、更に進んで産業組合は農業生産部面と強く結びつかなければならぬ。即ち産業組合は農業機械の共同利用や農業作業の共同化等を擔當することによつて農業生産力の擴充に努力すべきものとする。然るに農業生産過程の共同化は、從來産業組合自體によつて行はれるよりも、寧ろ主として農事實行組合や養蠶實行組合等の農家小組合によつて行はれ來つたものである。然るに昭和七年の産業組合法の改正によつて、農家小組合は法人農事實行組合として産業組合に加入し得るに至り、之によつて産業組合が農業と密接に結びつき得る可能性が與へられた。されば産業組合が農業生産力の擴充に寄與せんとすれば、先づ以て農家小組合を糾合しなければならぬ。之を促進するためには農家小組合の産業組合への加入を強制すべきものとする。即ち産業組合への強制加入は單に個人組合員のみに限定すべきでなく、法人たる農家小組合にも之を及ぼすべきものとする。然るに農家小組合は從來主として農會の指導下に立つてゐた關係上、また産業組合は農家の生産過程と直接結合して、農家に技術的指導を與ふべき人的及び物的施設を缺く關係上、寧ろ農會と産業組合とは併合・合體するを可とする。この兩者の合體は、戦時體制に即應するため、農業團體を統制強化するためにも、また農産物の出荷・蒐集統制の一元化を圖るためにも必要である。

本來、農會は公法團體として農業技術の指導を擔當せるものであつたが、歐洲大戰後、我國の農業政策が農産物の價格政策を重視するに及んで、農産物の販賣斡旋にまで進出することゝなつた。その結果として農會の販賣斡旋事業と産業組合の販賣事業との間に競争が行はれ、農産物販賣上の統制を亂したことも往々あつた。従つてこの兩團體の協調を促すため、(1)先づ産業組合は米、麥、豆類、木炭等の如く主として穀類を中心として取扱ひ農會は果實及び蔬菜を中心として取扱ふが如く、その取扱ふ農産物の種類によつて兩者の活動部面を分つ方法が提唱され、(2)次に農會及び産業組合のもつ本來の機能に即して、即ち農業經營の技術的指導機關たる農會には農産物の生産計畫及び品質改良等の技術的指導に當らしめ、販賣は専ら産業組合をして之に當らしめるやう、生産部面と販賣部面とに應じて、兩團體の活動區域を分つ方法が提唱されてゐる。

この第一の方法は實狀に即した便宜主義的なる解決策であるが、系統農會の販賣斡旋事業自體は單なる販賣の仲立、斡旋をなすに過ぎず、その出荷統制にしても任意統制にして、何等の法的統制力を有しない關係上、戦時に於ける農産物の配給統制方法としては不充分である。第二の方法を採る場合には、兩團體間に農産物の販賣と農業技術の指導とを分離してそれ／＼擔當せしめるものであるが、農産物の集團的販賣には當然に出荷の統制、品種及び品質の統一が要求されるを以て、また殊に戦時に於ける農産物の配給統制には農産物の計畫生産、肥料施用の計畫的統制等が要求されるを以て、農産物の販賣乃至配給統制は生産技術の指導と全く切離して之を考へることを得ない。されば斯かる理由によつて、農會と産業組合とを單一の農業組合に合體せしめることは、戦時に於ける農産物の生産及び配給統制機構の強化の上に極めて緊要であると謂はざるを得ない。

以上に互つて現下の戦時統制経済の本質より説き起し、この戦時統制経済の要求する公益的統制に對しては、産業組合は其の非營利的本質よりして充分之に即應し得るものなることを論證し、更に戦時統制経済の要求する物資の生産及び配給統制の強化に對しては、産業組合は其の組織を従來の自由組織より強制加入及び強制利用の組織に改組することによつて、充分之に即應し得るものなることを明にした。かくの如く國家が一方に於て戦時下の要求よりして産業組合の統制組織を強化する際には、他方に於て同時に國家は産業組合と商業者の組織する商業組合との間に機能の分擔を圖つて、兩者間の調整を圖る必要のあることを論じ、この兩者間の調整、その機能分擔の方法についても之を明にした。最後に戦時體制下に於て農産物の生産及び配給統制を強化するためには、農會と産業組合とを合體することの必要なる所以についても論及した。

今や戦時統制経済の進展に伴ひ、農産物販賣及び農業物資購入に對する國家的統制強化を圖るため、國策會社が續出する傾向にあり、ために産業組合の中央機關たる全販聯や全購聯等の事業機關の果し得る役割は漸次に縮少しつゝある。併しながら系統産業組合のもつ非營利性・公益性に鑑み、戦時統制経済下に於ては系統産業組合をして其の機能を充分に發揮せしめ、國家的統制のために之を充分活用することが、國策上得策であり且つ緊要であることを知らなければならぬ。さりながら我國の産業組合が自治的・自由的組織として留まる限り、その迅速なる發展には一定の限度がある。然るに戦時に於ては國家は迅速なる強力なる統制を要求するが故に、戦時統制経済下では産業組合の自治的・自主的統制に國家的統制の色彩が次第に加はることは之を避くるを得ない。この意味に於て戦時統制経済下の産業組合は、その自由的・自治的色彩を次第に稀薄にすることによつて其の任務を愈々能く果し得るものとも謂ふことが出来る。